

写真撮影基準

令和8年度松くい虫被害木駆除業務委託その2に係る写真撮影基準は、この基準によるものとする。

1 写真の種類

(1) 伐採前、伐採後の駆除対象木状況

駆除対象木全てにおいて、原則として同一箇所での伐採前、伐採後の状況を撮影するものとする。

(2) くん蒸処理状況

伐採、集積された駆除対象木全てにおいて、くん蒸処理状況（計量した薬を使用する様子）を撮影するものとする。

(3) 薬剤容器、くん蒸用シート

納品時の薬剤容器、くん蒸用シート及び使用後の薬剤容器全てを撮影するものとする。

2 撮影の方法

(1) 写真は施工前、施工後の状況が明確にわかるように近景撮影するものとする。

※「近景」とは撮影対象から数m程度離れた位置からの撮影をいう。

(2) 写真は下記の事項等を記載した黒板等を含めて撮影すること。

ア 撮影年月日

イ 件名

ウ 事業地名（薬剤容器、くん蒸用シートの撮影においては不要）

エ 事業地駆除材積（薬剤容器、くん蒸用シートの撮影においては不要）

オ その他必要事項（駆除対象木のGPS番号等）

3 写真の提出方法

DVD-RまたはCD-Rに写真データを保存し、整理したものを提出するものとする。なお、上記記録媒体は受注者が用意すること。

4 完了届への写真添付部数

(1) 伐採前、伐採後の駆除対象木状況

1事業地につき1部とし、駆除本数が50本以上の事業地においては、2部とする。

(2) くん蒸処理状況

1事業地につき1部とし、駆除本数が50本以上の事業地においては、2部とする。

(3) 薬剤容器、くん蒸用シート

納品時の薬剤容器、くん蒸用シート及び使用後の薬剤容器全ての写真を添付する。